

平成 21 年 10 月 2 日

新型インフルエンザに対する金沢大学の方針について（第 5 報）

学生・教職員 各位

本学では、新学期が始まり、これから新型、季節性を問わずインフルエンザの大きな流行が予測されます。

ついては、以下の本学での方針を再度確認し、感染予防措置を徹底してください。

また、今後の緊急連絡及び健康状況の把握のためにアカンサスポータルの緊急連絡用アドレス欄に携帯電話等の電子メールアドレスを登録するように努めてください。

金沢大学長 中村 信一

1. 咳エチケットを守り、うがい、手洗い、マスクの着用等の感染予防措置に努めてください。特に各種集会やスポーツ大会等に参加する場合には、十分な感染予防措置を行ってください。
2. 今後の緊急連絡及び健康状況の把握のためにアカンサスポータルを活用することとしますので、学生・教職員は携帯電話等の電子メールアドレスを登録するように努めてください。
アカンサスポータル：<https://elearn.el.kanazawa-u.ac.jp/Portal/index.php>
3. 発熱（37.8 以上）、呼吸器症状（鼻汁や鼻閉、咽頭痛、咳）等のインフルエンザの諸症状を認めた場合には、登学・就業を自粛し、医療機関に受診するなど療養に努めてください。
4. 医療機関で「インフルエンザ（新型含む）」と診断された場合は、登学・就業を自粛してください。その場合は、学生については所属の学生課学務担当係、教職員については所属部局の総務担当係まで連絡してください。
5. 医療機関で「インフルエンザ（新型含む）」と診断された者が、平熱になっても残存ウィルスによって周辺を感染させる可能性があります。このような場合、登学・就業によって集団感染を招くこととなりますので、以下の期間は集団感染防止のためにも自粛してください。

自粛期間は、以下の条件、の双方を満たす期間

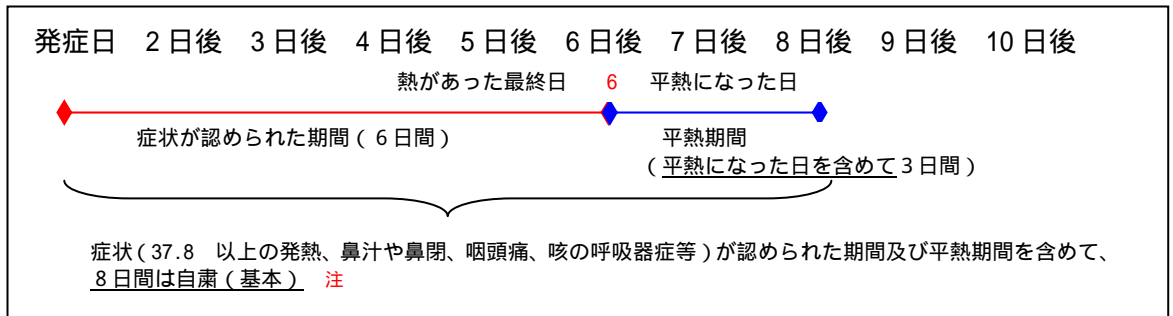
「解熱剤を使用しなくても体温が平熱になった場合、当該日を含めて 3 日間」

「症状（37.8 以上の発熱、鼻汁や鼻閉、咽頭痛、咳の呼吸器症等）が認められた日から 8 日間」

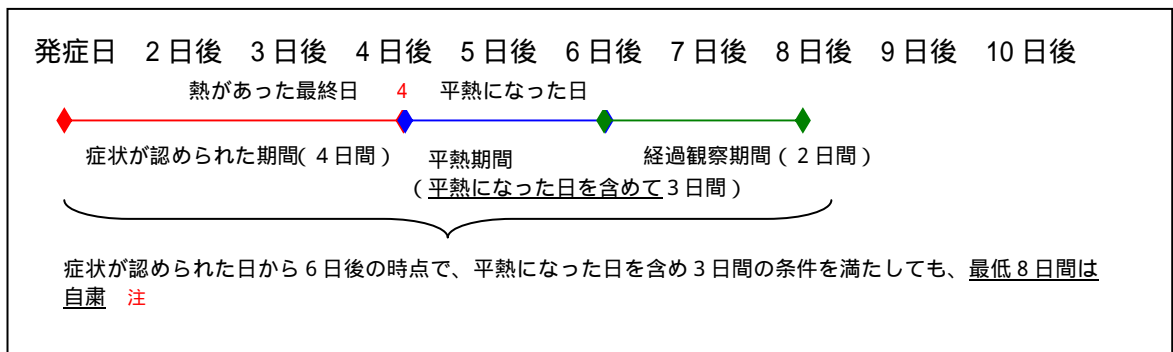
自粛期間の例示

自粛期間が8日間の場合

例1

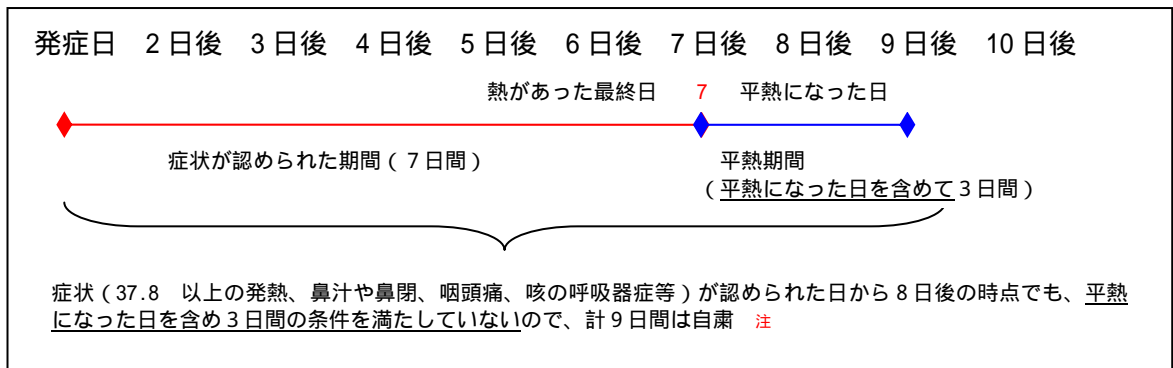


例2

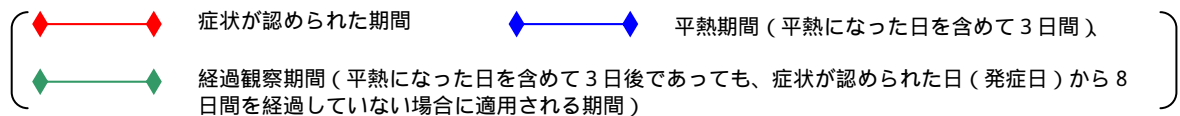


自粛期間が8日を超える場合

例



凡例



注)上記の例示によるトータルの日数表示は、症状が認められた期間の最終日と平熱期間の初日が重なるため、単純に各期間を足した日数とは異なります。

(自粛期間が8日の場合の例1 発熱期間6日間+平熱期間3日間 = 9日間 8日間)